

2008年

夏号

産業保健

おおいた



独立行政法人 労働者健康福祉機構

 大分産業保健推進センター

OITA Occupational Health Promotion Center

OITA Occupational Health Promotion Center

平成20年度 産業保健推進センター所長会議が 開催されました

5月22日、新メンバーによる所長会議が独立行政法人労働者健康福祉機構において、所長、副所長を集めて開催されました。

新任所長及び本部役職員の紹介、理事長挨拶、来賓挨拶（日本医師会）、厚生労働省説明があり、その後、総括・総務・職員各担当理事の説明、医療事業・産業保健担当理事からの説明がありました。

休憩の後、産業保健部長からEAP登録事業、助成金制度（産業医共同選任事業）の改正についてなどの説明がありました。

も く じ

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 巻頭言
特定検診に歯周病検診を
大分県歯科医師会会長 丸尾 道彦</p> <p>2 事業場だより
事故・災害ゼロを目指して
九石エンジニアリング株式会社
安全統括室次長 藤本 健一</p> <p>4 相談員の窓
熱中症を防ぐとともに
健康に夏をすごすには
産業保健（基幹）相談員 油布 文枝
（大分大学保健管理センター挟間相談室専任医師）</p> <p>6 相談員の窓
食中毒の予防について
産業保健（基幹）相談員 谷口 邦子
（大分県地域成人病検診センター副所長）</p> <p>8 TOPICS
平成20年度大分労働局行政運営方針
（衛生部分ダイジェスト）決まる
大分労働局労働基準部安全衛生課</p> | <p>10 新相談員紹介
産業保健（基幹）相談員 後藤 一美
産業保健（基幹）相談員 上野 徳美</p> <p>11 研修風景</p> <p>12 地域センターだより
県南地域産業保健センター
前コーディネーター 森崎 栄二</p> <p>14 労働局よりお知らせ
第7次粉じん障害防止総合対策
（大分労働局版）策定される
大分労働局安全衛生課</p> <p>18 労働局よりお知らせ
最低賃金法が変わります
大分労働局賃金室</p> <p>19 研修のご案内（7月～10月）</p> <p>20 新着図書・ビデオ紹介</p> <p>21 就任あいさつ
大分労働局雇用均等室長 大坪 史東</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

表紙の 写真



写真撮影／大分産業保健推進センター副所長 瀧 徳見

沈墮の滝（大分県豊後大野市大野町）

「大野のナイアガラ」と言われている沈墮（ちんだ）の滝。大野川の本流にある雄滝（おだき）は高さ17m幅93mであり、大野川に流れ込む支流平井川にある雌滝（めだき）は高さ18m幅4mとなっている。写真は、雄滝。

この滝を有名にしているのは室町時代の「画聖」雪舟（1420～1506）が訪れ「鎮田瀑図」を描いていることである。雪舟は豊後大分に画廊を構えて滞在していた時期、たびたび沈墮の滝を訪れて描いたといわれている。

特定健診に 歯周病検診を



大分県歯科医師会 会長

丸尾 道彦

我が国では、国民の健康の増進を図るために、第1次及び第2次国民健康づくり対策を経て、2000年からは、21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）と言う施策が始まりました。この施策は、健康増進法という法律の裏づけの下に、生活習慣病の改善を図るべく、糖尿病や循環器病、がん、たばこやアルコール、それに歯の健康など九つの分野ごとに、2010年度を目途とした数値目標を設定して展開がなされてまいりました。

しかしながら、始まって5年後の平成17年に出された中間とりまとめでは、これら数値目標の達成が十分には見られないという評価がなされております。

そこで、糖尿病や肥満といった生活習慣病を早期に発見し予防する事が重要であるという考えから、これまでの健診のやり方を改め、医療保険者を実施の主体として、40歳から74歳までの成人すべてに健康診断を義務付ける事となりました。その中でメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に注目し、健診の結果、この症候群やその予備軍と診断された方々に対して保健指導を受けてもらい、生活習慣を見直し、内臓脂肪を減らして諸々の生活習慣病を予防していくという「特定健診・特定保健指導」なる制度が、本年4月より開始されたところであります。

残念ながら、歯科領域に関する項目は、この特定健診には含まれておりませんが、歯周病という生活習慣に大いに左右される疾患を予防する事も、メタボリックシンドローム同様、非常に大切なことと考えられます。

さて、我々歯科界では、平成元年に80歳で20本の歯を残そうという8020（ハチマルニイマル）運動を始めて、今年で20年目を迎えました。この間、前述の健康日本21の中間取りまとめの中では、目標値である20%を達成しており、今後2010年までには25%（即ち80歳以上の方で、4人に1人は20本以上の自分の歯を持っている）を達成しようと努力しているところであります。

歯が生活習慣と大いに関係があるというのは、よく噛んで食べることで肥満を予防し得ることや、或いは、歯周病を治療することによって、糖尿病の方の血糖値のコントロールがうまくいくといった最近の研究からも明らかであります。

そこで皆様には、特定健診・特定保健指導と合わせて、ぜひ歯周病検診を受けて頂き、歯周病を予防することによって大切な歯を残し、一生自分の歯で美味しく食事をし、健康寿命を延伸させて豊かな人生を送って頂きますよう、歯科医療に携わるものとして希望する次第です。

事故・災害 ゼロを目指して



九石エンジニアリング（株）
代表取締役社長 田澤 信治（左）
安全統括室次長 藤本 健一（右）執筆者

会社紹介

九石エンジニアリング（株）は、当初九石興業株式会社として九州石油株式会社殿の全額出資により、昭和51年9月に設立され、同社大分製油所殿向けの製造副資材の納入を主業にスタートしました。その後、昭和54年に大分事業所を開設し、同製油所殿の石油タンク開放検査工事を手掛けるようになりました。昭和59年には、より広範な事業展開を図るため建設業の免許を取得し、同製油所殿の設備保全工事にも参入しました。その後、近隣の昭和電工株式会社大分石油コンビナート殿、九州電力株式会社大分発電所殿等、多くの顧客より石油タンクの開放、点検、補修工事を受注しています。

平成17年7月には、九州石油株式会社大分製油所殿の設備部門の一部を編入し組織を拡充して商号を九石エンジニアリング株式会社に改めました。これを機にこれまでの事業に加え、同社の設備保全工事の施工管理も行なう事になりました。

また、この間蓄積された技術を活かしてのタンク解体方法を開発、国際・国内特許を取得して、九州石油株式会社大分製油所殿、新日鐵大分製鐵所殿、九州電力株式会社殿、新日本石油基地株式会社殿、日石三菱石油株式会社殿、北海製鉄室蘭製鐵所殿、三菱石油株式会社殿、東亜石油株式会社殿、株式会社戸高鉱業社殿の各事業所等で、これまでに合計120基近いタンクの解体工事実績をもっています。

安全衛生組織

当社は、従業員数が50名に近い為、第1種衛生管理者を含む安全衛生推進者を2名置き無事故・無災害の継続を第一の目標とした安全衛生の活動を推進しています。

安全衛生活動

当社では、工事現場での安全を図るため安全担当者による安全パトロールを実施しています。パトロールにより、不安全行為の撲滅・作業環境の改善等を指導しています。また、危険予知（KY）の実施状況とその内容の確認・使用機器の始業点検の確認も実施し、事故の未然防止を図っています。安全パトロールは、九州石油株式会社大分製油所殿構内はもちろんのこと外部での工事についても実施しています。



朝一番工事着手前「KY活動」

また当社では、危険性又は有害性の調査等に関する指針（厚生労働省告示）に基づき、評価シートを作成

しており、各現場での工事では事前に必ず『工事安全打合せ』を行ない、その打合せの中で、危険性又は有害性に関する作業について十分検討し作業手順の確認を行なっています。又、日々の作業開始時にはTBM（ツールボックスミーティング）を実施し、KY（危険予知）を行っています。KYの結果は、ボードに記入して現場に常時掲示し、作業員の危険に対する感度を上げるようにしています。



平成19年 扇島西地区（川崎市）タンク解体工事

工事現場には、重機作業・高所作業・塔槽内作業・溶接作業・アスベスト解体作業・有機溶剤作業等、危険作業が多く、これらの作業においては一つのミスが大きな事故につながります。

事故・災害は、被災者本人だけでなく家族・知人・友人・所属事業所・関連協力企業へも心配や迷惑をかけることになるため、作業内容や作業の危険度を把握し、作業手順を遵守する事が事故の未然防止に重要だと考えています。

本年（平成20年）5月から6月にかけて、九州石油株式会社大分製油所殿製造設備の定期点検工事がおこなわれます。

九石エンジニアリング（株）の重点管理目標は

- ①作業着工前のチェックリストによる安全確認
- ②KYボードの現場掲示と内容確認及び安全指導
- ③品質確認の徹底（装置の一発立ち上げ達成）
- ④不安に感じた時、迷った時は自分で判断しない
- ⑤報告・連絡・相談の徹底

以上の5項目としています。

労働災害はもちろんの事、赤チン災害もゼロを目指して作業を行ないます。



100,000KL原油タンク（直径83m、高さ20m）
側板塗装用全面仮設足場

安全衛生に関するその他の日常活動においては、他社事故事例の情報収集とその水平展開による類似事故の未然防止、ヒヤリハット事例の収集と事例の公開による事故の未然防止、労働安全衛生法や建設業労働災害防止規定等の法令に関する改正情報をインターネットを利用していち早く収集し、対応の検討を行なっています。又、夏場作業における熱中症予防対策、感電事故防止対策等についても他社や過去の事故事例の教訓を社員および協力会社様に教育、周知しています。

最後になりましたが、平成19年度末現在の九石エンジニアリング（株）の無事故・無災害時間は77万8000時間となっており、現在も更新中です。

昨年度7月には、大分労働局長殿より労働安全衛生に関する奨励賞を戴きました。また大分労働局による快適職場の認定も受けています。

今後も、危険に関する感度を落とさず、『怪我をしない！怪我をさせない！』を合言葉に更なる安全活動を推進していきたいと考えています。



熱中症を防ぐ とともに健康に夏を すごすには



産業保健（基幹）相談員

油布 文枝

大分大学保健管理センター
挟間相談室 専任医師

梅雨明けと共に、日差しが強くなり気温が上昇する季節となります。夏は夏期休暇など利用しての家族や友人との旅行やレジャーの計画を立てることも多くなります。高温多湿の日本の夏には病気やトラブルも無視できません。お肌のための紫外線対策も大切ですが、同時に熱中症対策にも留意して欲しいものです。平成18・19年に作業時の熱中症として35件の報告があり、特に7月11件、8月19件と多く発生しています。暑さや湿度で疲労がたまる、いわゆる夏バテも少なくなく、かといってクーラーで冷やしすぎれば冷房病などということもあります。レジャー中の事故として、海や山での事故、自動車内に残された子供の事故などもあります。これら、夏に起こりやすい項目について予防や対処法のいくつかを紹介していきます。

1. 熱中症

高温・多湿の環境下で高体温や脱水症になり、作業や運動が出来なくなった状態を総称したもので、大きくは次の3つの症状に分けられます。

まず、熱けいれんです。汗の中には約0.3%の塩分が含まれますが、大量の汗をかくと、血液中の塩分が減って運動や作業で使用した手足や腹部の筋肉が痛みを伴ってけいれんを生じます。運動中や直後だけでなく、時間が経ってからの入浴中や睡眠中におこることもあります。次に、熱ひはいです。高い温度の環境では体温を下げようとして皮膚血管を拡張して血液量を増加

させ、その結果、心臓にもどる血液の量が減少します。さらに汗をかくことで脱水になり血液が濃くなります。このため心臓の負担が多くなり、血圧が低めで脈拍が増加し、次第にめまい、頭痛、吐き気、脱力感、倦怠感などの症状がでます。3つめは最も重症な熱中症で、熱射病といいます。この場合の死亡率は1/3～1/2に達するとされています。高温にもかかわらず、汗が止まり、体温が急速に上昇して40℃を越え、42℃以上に達することもあります。頭痛やめまいを生じた後、意識不明となり死に至ることもあります。日差しのもとでおきた場合は、特に日射病と呼びます。

熱中症を起こしやすい人は、体調不良などで体力が弱っている人（発熱・下痢・夜更かしが続いている・二日酔いや朝食抜きなど）、肥満、暑さになれない人、以前、熱中症にかかったことがある人といわれています。特に高齢者や慢性疾患のある人は屋内でも水分が不足することで発症します。

熱中症のおこりやすいのは、梅雨明け直後（特に2週間以内）や前日までに比し急に気温が上昇したとき、湿度が高いとき（気温20℃台でも湿度85%以上）、輻射熱が強く日陰の少ないところ、休み明けや初日の作業や運動のとき、何日も連続した作業での最終日前後です。

熱中症を防ぐには次のような対策が必要です。

◆のどの渇きを感じなくても、汗をかいたり、屋外での作業やスポーツをしているときは必ず水分補給を

します。作業や運動を始める前に、あらかじめ250～500mlの水分を摂取しておき30分ごとに追加することが望ましいといわれています。前述の熱けいれんを予防するためにも0.1～0.2%の塩分を含む5～15℃の冷えたものが良いです。スポーツドリンクは糖分も多いので、3～5割程度薄めると吸収が良くなります。

- ◆炎天下では頭と首の後ろを直射日光から守る帽子を被り、通気性のよい、輻射熱を吸収しにくい白っぽい衣服を着用しましょう。
- ◆体調が悪いとき、暑さに身体がなれていない時、真夏の午前11時から午後2時くらいが一番暑い時間帯の活動は最小限にして、こまめな休憩を心がけましょう。
- ◆症状がでたら涼しいところで休ませる、からだを冷やす、水分補給をすることが第一ですが、早めの医療機関への受診をおすすめします。休んでいるうちに意識がなくなり、重症化する場合もあるからです。

2.夏バテ

夏バテは夏まけ、暑気あたりなどとも言い、「夏限定の慢性疲労」で、だるい、疲れやすい、イライラするなど多種多様な症状が現われます。夏バテを起こす原因は、汗をかいても体内の熱が放散しにくいことや、水や清涼飲料水の摂りすぎで消化液が薄まり、消化不良や胃炎を起こして食欲不振になることなどです。食欲が落ちると、汗と共に失われるミネラルやビタミンが足りなくなります。また、熱帯夜が続くと体温が就寝中に下がりきれずに寝つきが悪くなり疲れが取れません。夏を乗り切るには以下を心がけてみましょう。

- ◆良質のたんぱく質（赤身肉・豆製品・乳製品）、脂肪やたんぱく質をエネルギーに変えるために必要なビタミンB群（胚芽米・ライ麦パン・豚肉・レバー・タコ・うなぎ）、ビタミンの吸収を助けるにんにくやニラ、疲労回復に効果があるとされるクエン酸（酢・レモン・梅干）、野菜や果物も摂りましょう。さっぱりした麺類のときもトッピングにたんぱく質を追加したりして、食欲が落ちているときこそ「量より質」の食事を心がけます。

- ◆適度な水分補給が必要です。汗をたくさんかいたときには塩分も含まれるスポーツドリンクがお勧めですが、普段の生活では水や麦茶など無糖のもので十分です。コーヒーやビールには利尿作用があるので水分補給にはなりません。
- ◆汗をシャワーで洗い流すだけで済ませずに、湯船にゆっくり浸かりましょう。ぬるめのお湯で半身浴すると、疲れをとり、ぐっすり眠る助けになります。冷房による四肢の冷えにも有効です。

3.冷房病

冷房(エアコン)の普及で高温多湿の日本の夏は快適に過ごせるようになってきました。その一方で人間が本来持っている環境や季節への適応能力が鈍くなってきたのも事実です。この調節は主に自律神経系が行っていますが、バランスが崩れると冷房病を起こしてしまいます。しかし冷房のない生活は考えられないのが現代の夏、つまりは予防に勝る治療なしです。夏バテもひきつけやすいので次のような工夫をしましょう。

- ◆設定温度は外気温に対して5℃以内、地球温暖化防止のためにも活動時で25℃、就寝時には28℃以上にしましょう。体感温度を下げるためには除湿機能を利用しましょう。扇風機と併用して室内の空気を循環させることも有効です。
- ◆女性は男性に比べて熱源となる筋肉が少なく、体温がやや低い傾向にあります。その上、ノースリーブに素足など冷えやすい格好をしています。冷気が直接あたらないように気をつけるのは当然ですが、温度調節をしづらい外出先などでは羽織るものを準備し、特に下半身を冷えから守りましょう。
- ◆寝室は休む前に冷房をつけ、温度・湿度を調節しておき、休むときは冷房を切ります。
- ◆夏バテ対策でも述べましたが、食事やお風呂の工夫で循環改善もはかりましょう。

食中毒の 予防について



産業保健（基幹）相談員

谷口 邦子
大分県地域成人病検診センター
副所長

いよいよ食中毒のシーズンになりました。

平成17年の統計では約27,000人の人が食中毒にかかったと厚生労働省に報告がありました。7月がピークで、3,716人、ついで6月が2,990人、12月が2,485人となっています。

食中毒を未然に防ぐにはどうしたらいいでしょうか。

まず「食中毒」とは

現代の生活様式自体が食中毒あるいは集団発生の原因であるといわれています。

最近では大型化、広域化する傾向があります。

従来のも主要原因菌は腸炎ピブリオ（夏季の未加熱魚介類、刺身、シラスなど）、黄色ブドウ球菌（おにぎり、すし、おつくりなど）、サルモネラ（鶏卵、鳥肉など）、腸管病原性大腸菌でしたが、1997年以降ノロウイルスが加わりました。

ノロウイルスは冬季、生ガキを原因とする集団発生の主要病原体です。

1999年12月以降、食品・水媒介性に集団発生する病原体は二類、三類感染症を含めて、食中毒対象となりました。



感染経路

食品、水を介して経口感染、ヒトやペットからの接触感染もあります。

潜伏期間

病原体によります。

腸炎ピブリオ：6～12時間

サルモネラ：12～36時間

大腸菌：12～72時間

カンピロバクター：2～11日

ロタウイルス：1～3日

と順に長くなっています。

伝播可能期間

糞便中に排菌している間、通常症状がある時期、サルモネラは症状が軽快後も排菌が続きます。

症 状

原因微生物によりますが、発熱、下痢（水様便、血便など）、腹痛、悪心、嘔吐など、発熱が先行し、下痢は遅れて出現することがあります。発熱を伴わず、下痢のみのこともあります。

カンピロバクターでは2～5日で軽快しますが、再燃があります。

サルモネラでは発熱、腹部症状が遷延し、腸管外感染の危険があります。

大腸菌は腸管出血性大腸菌以外、特に特徴はありません。

腸炎ビブリオは夏季に集中発生し、心窩部疼痛発作、血便が見られ、急性虫垂炎、急性腹症との鑑別が必要です。

ロタウイルスは乳幼児に冬季白色便性下痢症を起こします。

ノロウイルスは秋から冬にかけて散発例でも多数検出されます。



確定診断のポイント

発熱を伴う下痢または血便の場合もあるし、熱を伴わない水溶性下痢の場合もあります。

虫垂炎症状に注意が必要です。

潜伏期間は1日以内が多いですが、1週間前後の場合もあります。

推定原因食品

水、ペット、周辺の患者発生、海外渡航歴、抗菌薬服用などを問診することが必要です。

食中毒、外科的疾患、炎症性腸疾患などの鑑別も必要です。

治療のポイント

対症療法を優先します。

輸液と生菌整腸剤が中心で、蠕動抑制剤（腸の動きを抑える薬）は使いません。

重症例、菌血症の疑い例、旅行者下痢症には、抗菌薬投与をします。

抗菌薬を投与する場合は、ニューキノロン薬またはホスホマイシンを3日間経口投与します。

食中毒を防ぐには

厚生労働省のガイドラインでは、食中毒を防ぐには食中毒菌を「付けない、増やさない、殺す（殺菌）」ことが大切だと示されています。

その方法を紹介します。

- 1) 手を洗う。
- 2) 鮮度のいいものを選ぶ。
- 3) 買ったものはすぐ家に持ち帰り、すぐ冷蔵・冷凍をすること。
- 4) 冷蔵庫・冷凍庫に詰めすぎない。
- 5) 調理につかう器具はまめに洗う。
- 6) 作りおきはあまりせず、食べる分を作るように。
- 7) 0-157は「75℃で1分間以上の加熱」で死滅するといわれています。



食べる前に、においが臭かったり、見た目が変色したり、ねばねばしているようなら要注意！口に入れずに捨てましょう。



平成20年度 大分労働局行政運営方針

衛生部分ダイジェスト

大分労働局労働基準部安全衛生課

労働安全衛生を巡る情勢

県下における労働災害の発生状況については、死傷者数は長期的な減少傾向を維持し、死亡者数が前年より5人減少して14人となり過去最少となりました。

労働者の健康状況については、職業性疾病による災害、過重労働や職場のストレスによる健康障害も引き続き発生しており、定期健康診断の結果、何らかの所見を有すると診断された労働者の割合は増加する傾向にあり、おおよそ2人に1人が有所見という状況にあります。

また、アスベストによる健康障害の問題については、アスベスト全面禁止が実施されたものの、例外的に一部製品については禁止が猶予されており、また、吹き付けアスベストの囲い込み作業やアスベスト使用建築物等の解体等作業が実施されることが当分の間は見込まれます。



大分県における労働衛生行政の課題

健康で安心して働ける環境整備

- 1 メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策の推進
- 2 粉じん障害防止対策等の職業性疾病防止対策の推進
- 3 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策の推進
- 4 アスベストによる健康障害防止対策の推進

大分労働局の最重点対策

①職場におけるメンタルヘルス対策

- ア 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知・徹底
- イ 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の周知
- ウ 長時間労働者の医師による面接指導実施時におけるメンタルヘルスへの留意について周知・徹底

②過重労働による健康障害防止対策

- ア 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の周知・徹底
- イ 定期健康診断の完全実施及びその事後措置の徹底
- ウ 50人未満の小規模事業場に対する長時間労働者の医師による面接指導制度の周知及び地域産業保健センターの活用の促進

③職業性疾病予防対策の推進

- ア 「第7次粉じん障害防止総合対策」に基づく指導等の実施
- イ 「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「アーク溶接作業における粉じん障害防止のための工学的対策」の周知・徹底
- ウ 「振動障害総合対策」及び「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の推進
- エ 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「化学物質等に係る危険・有害情報の表示、文書通知実施」の周知・徹底

④労働者の健康確保対策の推進

- ア 健康診断の完全実施と事後措置の徹底及び労災保険二次健康診断等給付制度の周知
- イ 小規模事業場産業医活用促進事業に係る助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の利用促進
- ウ 地域産業保健センター及び大分産業保健推進センターの活用促進

⑤職場環境の快適化の推進

- ア 「事業者が講ずべき快適な職場環境を形成するための措置に関する指針」に基づく快適職場推進計画認定制度の周知・啓発
- イ 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく効果的な分煙対策手法の周知

⑥アスベストによる健康障害防止対策の推進

- ア 「石綿ばく露防止対策3か年計画」に基づくアスベスト使用建築物等の解体作業等におけるアスベストばく露防止対策の充実、アスベスト全面禁止の周知・徹底
- イ 計画届・作業届の届出、作業主任者の選任、労働者への特別教育の実施等の周知・徹底
- ウ 石綿障害予防規則に基づく健康診断の実施及び石綿に係る健康管理手帳制度の周知



基幹相談員就任にあたって



産業保健（基幹）相談員
後藤 一美
精神科・心療内科医師

この度、相談員としてお手伝いをさせて頂くことになった後藤です。

多くの人が学校を卒業して40年近く働くことになります。働くこと自体、何らかのストレスをもたらすものだと考えると、人間とは何と逞しく辛抱強いものかと驚きます。他の動物達と違って、我々は自分一人が働きさえすれば生きていけるという訳ではありません。物を作る、売買する、仲介する、伝達する、教える、お金を動かす等々、他の人達とのかかわりがあってこそ、生活の糧を

得ることができます。世の中が進歩・発展するにつれ、共に働く場所や機会も大きく広がってきました。当然企業間の競争や組織内での軋轢がたかまってきます。これまでお互いをいたわり、助け合ってきたはずの私達の心は、少しずつ寒々としたものへと変わりつつあるのではないかと心配になります。

職場の中の環境、特に人間関係がもとで、心身に不調を来たす人が増えています。責任感が強く、気配りの厚い人ほど心の活力を喪ってしまう傾向にあるようです。

うつ病性障害、適応障害、不安障害といった心の病は誰にでも発症します。眠れない、食べれない、出勤したくない…といったことが続くようであれば、早めに相談してください。永年そのような御相談を受けてきた臨床医として、お力になれると思います。

基幹相談員就任にあたって



産業保健（基幹）相談員
上野 徳美
大分大学医学部医学科
社会心理学講座教授

この度、当センターのメンタルヘルスの相談員（基幹相談員）としてお手伝いさせて頂くことになりました上野徳美です。どうぞ、よろしくお願いいたします。これまで、医療や教育の場では、相談活動や調査研究などを行ってきました。大分県のスクールカウンセラーなどの仕事も担当させて頂きました。私の専門分野は、健康心理学や臨床社会心理学です。現在、バーンアウト（燃え尽き症候群）や抑うつ、職業ストレス、ソーシャルサポートなどを研究しています。特に、バー

ンアウトとメンタルヘルスの問題について長く研究を行っています。

周知の通り、労働者のストレスは年々高まり、健康に不安を抱く人々の割合は増加の一途をたどっています。職場の人間関係や過重な仕事によって起こるバーンアウト、うつ病、心身症、神経症などのストレス関連疾患をはじめ、自殺や過労死問題も深刻化し、看過できない状況になっています。そうしたなかで、皆様の個人的なご相談や職場のメンタルヘルス対策などで多少なりともお役に立つことができれば幸いです。

趣味のようなものとしては、映画やスポーツ観戦（特にサッカー）が好きで、よく映画館などに足を運んでいます。また、時々蔵元や専門店に行ってお酒の話を伺ったりしています。

どうぞ、お気軽にセンターの相談室に足をお運びください。お待ちしております。

●実施した研修風景の一部を紹介します。

カウンセリング研修

『積極的傾聴のグループワーク』

平成20年4月8日(火) ●講師 渡嘉敷 新 典 (シニア産業カウンセラー)
佐 用 模 子 (産業カウンセラー)

はじめ、講師から積極的傾聴の意義、体験実習の方法としての「話し手」のテーマ、「聴き手」の聴き方、観察者の役割等について、講義を受けました。その後、2人のグループに分かれ、実際に1人が「話し手」になり、もう1人は「聴き手」になって、話しの聴き方と流れ（カウンセリングマインド）に沿って体験を修了、次に「話し手」と「聴き手」が交代し体験を修了しました。最後に自己への気づきとして、実際に体験してみて「気づいたこと」「知ったこと」など自身の言葉でまとめ研修を終了しました。



産業医研修

『化学物質の発がん性とその予防対策』

平成20年4月21日(月)

●講師 三 角 順 一 (大分産業保健推進センター 所長)

職業がんの現状として、ベンジジン、ベンゼン等職業がんの労災補償状況と石綿による肺がん・中皮腫の労災認定状況の推移が説明されました。次に、発がん物質の定義と分類と題して、第一群、第二群等の発がん物質、製造、使用等禁止されている発がん物質の説明がされました。そして、がんは、どんな職場で発生するか、肺がん等がんの種類ごとに発生業種が説明されました。最後にこれら発がん物質に対する予防対策と石綿による疾病の症状について、PET画像により詳しく説明され、研修を終了しました。



衛生管理者研修

『労働衛生行政の動向』

平成20年5月12日(月)

●講師 安 倍 正 之 (大分労働局労働基準部安全衛生課長)

安全衛生の現状として、大分労働局の第10次労働災害防止計画の総括的評価から第11次労働災害防止計画の目標と概要を具体的に説明されました。中でもリスクアセスメントの実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入、中小規模事業場対策を強調されました。また、職業性疾患対策としての粉じん障害防止対策、石綿・化学物質対策、メンタルヘルス・過重労働による健康障害防止対策、産業保健活動、健康づくり、快適職場対策など具体的に説明されました。そして、定期健康診断項目の改正内容と特定健診・特定保健指導の相違点など、最後に就労形態の多様化、高齢化に伴う安全衛生管理対策について説明され研修を終了されました。



県南地域 産業保健センター

～ 6年間の活動を振り返って～



人分県南地域産業保健センター
前コーディネーター

森崎 栄二

はじめに

県南地域産業保健センターは、佐伯労働基準監督署管内（佐伯市・臼杵市・津久見市）を担当地域とし、平成9年6月に開設され、以来11年を経過しています。

平成14年4月に県南地域産業保健センター二代目コーディネーターの役を仰せつかって事業場に足を運び、顔を売る積み重ねのあつという間の6年間でした。

健康相談窓口

佐伯地区は、（医療機関から協力申し出があった）12ヶ所、臼杵地区は、臼杵市医師会立市民健康管理センターに1ヶ所、津久見地区は、津久見市医師会市民健康管理センターに1ヶ所の14ヶ所を常設窓口として開設し、随時事前申し込みにて来訪者をお待ちしておりますが残念ながら未だ低調です。健康相談については不況下での小規模事業場の事業者は、従業員の健康管理の重要性は認識してはいるものの、業務優先のため相談窓口への来訪は難しく従業員が勤務時間外に〔かかりつけ医〕に委ねておられる方が多いのが現状です。（健康管理は自己管理のものであるとの認識が根底にあるように思われます。）

窓口の充実を図るため定期的に利用願いの〔はがき〕の発送や事業場訪問を年間延べ500社以上訪問し健康づくりの重要性に理解を求めて参りましたが、まだまだ、事業者や従業員の産業保健に対する認識は不十分で、更なる啓発が必要であると思います。

今後、相談窓口の活性化を図るためには、利用する

労働者側にとって、本人を始め家族を診ている〔かかりつけ医〕で、休日、夜間等に窓口を開設することが有効と思われます。

19年度実績・相談者件数＝161件で

相談内容は、健康診断結果に基づいた健康管理に関する相談・生活習慣病の予防方法・日常生活における健康保持増進の方法の相談が多くありました。

出張相談窓口の開設は、行政説明会等の5会場に開設し参加者の1割弱が来訪しています。血圧測定その他脂質率測定、胸囲測定、ストレス度測定等を行っていますが、来訪者は漸次増加してきております。

個別訪問指導

時間がない、作業分散で集合困難、毎年言われることは同じだから希望しない等々であり、また、多くの事業場は、政府管掌健康保険の保健師による訪問指導が以前から実施されており重複・競合していますが、繰り返し訪問することにより昼休み時間とか時間外に訪問指導依頼が少しずつ増えてきました。・平成19年度実績・訪問指導件数＝10件、医師等による衛生講話＝4件、長時間労働者に対する面接指導＝1件、保健師による保健指導＝5件であり残念ながら目標とした件数に未達であり〔おしかけ〕訪問が必要であったと反省しております。（19年度から尿検査やストレス度の測定を実施して事業場から喜ばれています。）

産業保健情報の提供

19年度は

- ・産業医、労働衛生機関、医療機関等の情報を希望する事業場へ提供
- ・過重労働による健康障害防止対策の手引きの冊子を配布
- ・リーフレット：（熱中症にならないために！）を屋外作業事業場へ配布
- ・健康づくりシート（高血圧を予防しよう！）を配布
- ・小冊子：（あなたにせまるメタボリックシンドローム）等を配布

広報啓発活動

- ・産保センターの案内や利用願い等の発送・年間4回（4×100）
- ・労働行政説明会の参加者全員に産保のチラシや健康づくりシートを配布
- ・全国労働衛生週間説明会会場において事業説明を行い利用の奨励
- ・3商工会議所、8商工会に協力を戴き産保センターのチラシと健康づくりシートを配布
- ・事業場のニーズをつかむためアンケートの実施
- ・市町村広報誌に産保センターPR文の掲載

- ・ポスターを作成し医療機関、公民館等に掲示
 - ・センター長、監督署長連名による登録事業場加入文を作成し事業場を訪問
 - ・事業場訪問による広報・啓発（年間延500社以上）
- ※ 周知に当たっての問題点は、事業者、担当者には周知できたとしても全従業員に徹底されていないのではないか？…今後の課題です。

おわりに

県南地域産業保健センターは、これまで事業場訪問での周知活動に力を注いできました。その結果、事業場から保健指導の要請が徐々に増えてきましたが、まだまだ事業者間に産業保健への取り組みに差があることを痛感しております。小規模事業場は、大規模事業場よりも相対的に高齢化が進んでいることなどによって、健康診断の有所見率が高いにもかかわらず健康診断の実施率は低く、また健康づくりに対する取り組みも必ずしも十分とはいえない状況にあります。今日、産業保健の重要性が、ことのほか強く叫ばれるなかで、事業者の方々が労働衛生の認識を一層深められ、理解度もたかめ各事業場での“健康づくり”が躍進の一途をたどり、明るい職場が築かれることを念じております。

従業員の健康は、会社の元氣

県南地域産業保健センター

応援します！職場のいきいき健康

産業医選任義務のない小規模事業の事業者や労働者の皆さんの

健康相談に 応じます

例えば ●健康診断結果に基づく健康管理に関する相談
●生活習慣病の予防方法
●従業員の高齢化に対する健康管理はどうすればよいのか
●日常生活における健康維持増進の方法
●メンタルヘルスに関する相談や時間外労働の多い方の健康障害に関する相談に応じています。

個別訪問指導を行います

●業種による衛生課題に応じます。
●情報が貴重事業場を訪問し、健康診断結果に基づいた健康指導などを行います。

産業保健情報の提供

日本医師会認定産業医・労働衛生機関などの情報を提供します。

健康相談窓口 (14ヶ所)：事前申込み

佐伯地区 秋山医院・北園医院・くわか内科(佐伯)
豊田中央病院・西郷病院 豊岡クリニック
豊後記念病院・西田厚徳病院・尾月医院(備江)
東内科医院・松下医院・佐伯病院

津久見地区 津久見市医師会市民健康増進センター
(☎0972-85-1151)

臼杵地区 臼杵市医師会立市民健康増進センター
(☎0972-62-2526)

無料で行います
相談内容や指導内容については
秘密を守ります

●この事業は国（厚生労働省）が市区医師会に委託して実施しているものです。 ●相談料は無料です。
●相談内容や指導内容については秘密を厳守します。

佐伯市医師会
津久見市医師会・臼杵市医師会

大分県南地域産業保健センター

お問い合わせ先：佐伯市医師会内
☎0972-23-1300
F0972-24-1660

第7次粉じん障害防止 総合対策(大分労働局版)が 策定されました。

～ 大分労働局安全衛生課より ～

第7次粉じん障害防止総合対策は、じん肺新規有所見労働者の発生状況、アーク溶接作業及び金属の研ま作業における粉じんの有害性等に対する認識が不十分であることなどによる作業環境管理、健康管理等に問題が認められる状況等を踏まえて、対策の重点事項及び行政が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置のうち、重点事項に基づき今後5年間において事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」として示し、その周知徹底を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的としています。

総合対策の期間は、平成20年度から24年度までの5か年としています。

総合対策の重点事項は、

- ① ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ② アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- ③ 金属等研ま作業における粉じん障害防止対策
- ④ 窯業・土石製品製造業のうちセメント・同製品製造業及び陶磁器・同関連製品製造業における粉じん障害防止対策
- ⑤ 鉱業のうちその他の鉱業（セメント原料の採取に限る。）における粉じん障害防止対策
- ⑥ 離職後の健康管理

としています。

事業者が特に実施すべき措置は、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」のとおりです。

(別添)

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

第1 趣 旨

事業者は、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に基づいて、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するための措置を講じなければならない。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置のうち、「ずい道等建設工事」、「アーク溶接作業」、「金属等の研ま作業」及び「離職後の健康管理」について、今後5年間、事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。

第2 具体的実施事項

1 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成12年12月26日付け基発第768号の2、以下「ガイドライン」という。）に基づき、事業者は、次の措置を講ずること。

① 次の②～⑦の措置を含む「粉じん対策に係る計画」の策定

② 粉じん発生源対策の実施

③ 換気装置による換気の実施等

④ 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施

⑤ 坑内の作業に従事する労働者に対する防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具の常時使用

なお、次の作業においては、電動ファン付き呼吸用保護具に限ること。

・ 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業

・ 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

・ コンクリート等を吹き付ける場所における作業

⑥ 粉じん作業特別教育及び坑内の作業に従事する労働者に対する呼吸用保護具の適正な使用に関する教育の実施

⑦ 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近づかせない措置

なお、事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は労働基準監督署長に提出する場合には、上記①の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、事業者は、じん肺健康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

なお、ずい道等建設工事については、短期就労を繰り返すずい道等建設労働者の就労形態に鑑み、特に、就業時じん肺健康診断の実施を徹底すること。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、肺がんの発生リ

労働局よりお知らせ

スクが高まり、喫煙が加わると更に発生リスクが上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診）の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行うこと。

2 アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

(1) アーク溶接作業が粉じん作業であることの周知・徹底

事業者は、アーク溶接作業は、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識するとともに、労働者に対し、当該作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知・徹底を図るため、その要旨を記したものを、アーク溶接の作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間（9月）及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、当該事項の周知・徹底については、衛生委員会等も活用すること。

(2) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

ア 保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者の資格を有する者その他労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じん

マスクの選択、使用等について」に基づき、保護具着用管理責任者に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

①呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

②呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

③呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

(3) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(2)と同様の措置を講じること。

3 金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

事業者は、金属等の研ま作業に係る特定粉じん発生源（粉じん別表2に掲げる箇所をいう。以下同じ。）については、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置の設置等の措置を講じること。

(2) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに、局所排気装置等の定期自主検査講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任すること。

イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必要な措置を講じること。

(3) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん別表第26条及び第26条の2に基づき、作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に基づき評価

し、第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場については、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じること。

(4) 特別教育の徹底

事業者は、特定粉じん作業（粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。）に常時従事する労働者に対し、粉じん則第22条に基づき、特別教育を実施すること。

(5) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

局所排気装置等を設置しない場合には、事業者は、第2の2の(2)と同様の措置を講じること。

(6) たい積粉じん対策の推進

ア たい積粉じん清掃責任者の選任

事業者は、粉じん則第24条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任すること。

イ たい積粉じん除去のための清掃の推進

事業者は、選任した「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び1月に1回以上のたい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

(7) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(2)と同様の措置を講じること。

4 窯業・土石製品製造業（セメント・同製品製造業及び陶磁器・同関連製品製造業）における粉じん障害防止対策

事業者は、第2の3の(1)から(7)までと同様の措置を講じること。

5 鉱業（その他の鉱業（セメント原料の採取に限る。）における粉じん障害防止対策

事業者は、第2の3の(1)と(4)から(7)までと同様の措置を講じること。

6 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、その他の粉じん作業又は業種についても、作業環境測定の結果、新規有所見者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、上記の措置に準じて、粉じん障害防止対策を推進すること。

7 離職後の健康管理

事業者は、ずい道等建設工事、アーク溶接作業又は金属等の研ま作業をはじめ、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、平成20年3月より労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）において、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄が追加されたことを踏まえ、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。



使用者のみなさんへ最低賃金法が変わります 守ろう! 確かめよう! 最低賃金

～ 大分労働局賃金室より ～

「最低賃金法の一部を改正する法律」が平成19年12月5日に公布されました。
平成20年7月1日から施行されます。

地域別最低賃金の決定

地域別最低賃金は全国各地域について必ず決定されるべきものとし、決定基準の見直しを行います。

罰則の強化

地域別最低賃金額以上の賃金が支払われない場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられます。

産業別最低賃金の決定

産業別最低賃金については、関係労使の申出を要件として決定されるものであることを明確にします。

複数の最低賃金が適用される場合の取扱い

1人の労働者について2以上の最低賃金が競合する場合には、最低賃金額の高いものが適用されます。
また、産業別最低賃金の適用を受ける労働者に対して地域別最低賃金において定める最低賃金額未満の額を支払った場合には、最大50万円の罰金が科せられることとなります。

最低賃金の減額の特例の新設

最低賃金の適用除外規定が廃止され、減額特例となります。
※減額特例は、これまで適用除外の対象となっていた労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金の効力についての規定を適用するというものです。

最低賃金の適用除外に関する経過措置

施行日時点において既に適用除外の許可を受けている労働者について、使用者は施行日から1年の間に新たに減額特例の許可を受ける必要があります。

派遣労働者への最低賃金の適用

派遣労働者には、派遣先の地域別（産業別）最低賃金が適用されます。

最低賃金額の表示の一本化

時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位は、時間額のみ表示となります。

監督機関に対する申告規定の新設

他の労働基準関係法令と同様の申告等に関する規定が整備されます。
※使用者は労働者が申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされます。

最低賃金に関するお問い合わせは大分労働局賃金室又は各労働基準監督署へ

大分労働局 賃金室 TEL 097-536-3215
ホームページ <http://www.oitaroudoukyoku.go.jp/>

大分労働基準監督署 TEL 097-535-1511 日田労働基準監督署 TEL 0973-22-6191
中津労働基準監督署 TEL 0979-22-2720 豊後大野労働基準監督署 TEL 0974-22-0153
佐伯労働基準監督署 TEL 0972-22-3421

なお、厚生労働省ホームページでも最低賃金に関する情報をご覧になれます。
ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

各種研修・セミナーのご案内（7月～10月）

産業医研修
「健康と睡眠」 日時：平成20年7月10日(木) 18:30～20:30 会場：③ 講師：特別相談員 影山 隆之
「職場のメンタルヘルス」～予防と対策～ 日時：平成20年7月30日(木) 18:30～20:30 会場：① 講師：特別相談員 南 裕二
「職場巡視のチェックポイント」 ～人間工学からみた腰痛対策～ 講義と実習 日時：平成20年8月28日(木) 18:30～20:30 会場：① 講師：外部講師 神代 雅晴
「メンタルヘルス不調者の復職プロセス」 日時：平成20年9月8日(月) 18:30～20:30 会場：② 講師：特別相談員 青木 一雄
「健康情報とプライバシーの保護」 日時：平成20年9月13日(土) 15:00～17:00 会場：④ 講師：基幹相談員 油布 文枝
「木製品製造業における作業管理について」 ～労働衛生保護具の着用と管理～（実習） 日時：平成20年9月13日(土) 13:00～15:00 会場：④ 講師：基幹相談員 田吹 光一郎
「粉じん障害予防規則の概要と その一部改正について」 （実習） 日時：平成20年10月2日(木) 18:30～20:30 会場：① 講師：特別相談員 木村 菊二
「ストレスに関連した口腔内疾患」 日時：平成20年10月25日(土) 15:00～17:00 会場：⑤ 講師：特別相談員 安東 俊介

産業看護職等研修
「医療・看護職のバーンアウトとメンタルヘルス」 ～予防的視点から～ 日時：平成20年8月20日(木) 14:00～16:00 会場：① 講師：基幹相談員 上野 徳美
「労働者の健康保持増進をめぐる動向」 日時：平成20年10月15日(木) 14:00～16:00 会場：① 講師：基幹相談員 田吹 好美
「有機溶剤使用職場のリスクアセスメント」 （某企業診断の具体的実施例） 日時：平成20年10月27日(月) 14:00～16:00 会場：① 講師：特別相談員 古庄 義彦

カウンセリング研修
「事例検討」 日時：平成20年7月8日(火) 18:30～20:30 会場：① 講師：基幹相談員 渡嘉敷 新典
「積極的傾聴のグループワーク」 日時：平成20年8月12日(火) 18:30～20:30 会場：① 講師：基幹相談員 渡嘉敷 新典 特別相談員 佐用 槇子
「事例検討」 日時：平成20年9月9日(火) 18:30～20:30 会場：① 講師：基幹相談員 渡嘉敷 新典
「積極的傾聴のグループワーク」 日時：平成20年10月14日(火) 18:30～20:30 会場：① 講師：基幹相談員 渡嘉敷 新典 特別相談員 佐用 槇子

衛生管理者等研修
「自殺対策」 日時：平成20年7月3日(木) 14:00～16:00 会場：① 講師：特別相談員 寺尾 岳
「惨事ストレスへの対応の実際」 ～PTSD予防・心のケア～ 日時：平成20年7月15日(火) 14:00～16:00 会場：① 講師：基幹相談員 渡嘉敷 新典
「局所排気装置の基礎知識」 ～フードの形状の違いによる効果の確認(実習)～ 日時：平成20年8月7日(木) 14:00～16:00 会場：① 講師：基幹相談員 田口 信康
「職場巡視のチェックポイント」 ～人間工学からみた腰痛対策～ 講義と実習 日時：平成20年8月28日(木) 14:00～16:00 会場：① 講師：外部講師 神代 雅晴
「脳心臓疾患における労災認定事例」 日時：平成20年9月2日(火) 14:00～16:00 会場：① 講師：特別相談員 和田 秀隆
「労働衛生のリスクアセスメントの実際」 ～化学物質リスクアセスメントの演習を中心に～ 日時：平成20年9月5日(金) 14:00～16:00 会場：① 講師：基幹相談員 吉良 一樹
「労働者と貧血」 ～貧血検査異常をどう考えるか～ 日時：平成20年9月18日(木) 14:00～16:00 会場：① 講師：基幹相談員 細川 隆文
「高脂血症と生活習慣」 日時：平成20年9月24日(木) 14:00～16:00 会場：① 講師：基幹相談員 木下 昭生
「タバコと女性の健康」～働く妊産婦と喫煙の関係～ 日時：平成20年9月26日(金) 14:00～16:00 会場：① 講師：外部講師 宮川 勇生
「健康情報とプライバシーの保護」 日時：平成20年10月7日(火) 14:00～16:00 会場：① 講師：基幹相談員 油布 文枝
「働く母親のための歯と口の話」 日時：平成20年10月30日(木) 14:00～16:00 会場：① 講師：特別相談員 安東 美幸

産業保健セミナー
「生産過程から生活環境まで関わりある 化学物質のリスク管理」 ～大分県下の事業場における石綿取り扱いの実態調査 （平成18年度）の結果報告と今後の健康影響について～ 日時：平成20年8月1日(金) 13:30～16:30 会場：② 講師：基幹相談員 青野 裕上 基幹相談員 田吹光一郎

AED体験研修
「AED体験研修」 日時：平成20年8月5日(火) 14:00～16:00 会場：① 講師：基幹相談員 油布 文枝

会場
①大分産業保健推進センター ②大分県医師会館 ③大分県中部地域産業保健センター（別府市医師会） ④田玖珠地域産業保健センター（日田市医師会） ⑤大分県南地域産業保健センター（佐伯市医師会）

※どの研修も、どなたでもお受けいただけます。電話、FAX、Eメールでお申込みください。

新着図書・ビデオ紹介

新着図書紹介

区分	資料番号	タイトル	出版
その他	0-75	平成19年版 環境白書	大分県
全般	1-319	医療事故を防ぐ	労働科学研究所出版部
全般	1-320	「安全バカ」奮戦記 企業内安全衛生管理者の活動記録	労働科学研究所出版部
全般	1-321	産業医学いまむかし 日本産業医学の100年	労働科学研究所出版部
全般	1-322	実践エラーマネジメント 医療事件事例から組織的対応を考える	労働科学研究所出版部
全般	1-233	すぐできる安全衛生マネジメントシステム	労働科学研究所出版部
産業中毒・職業疾病	3-80	感染症リスクと企業リスクマネジメント	労働科学研究所出版部
産業中毒・職業疾病	3-81	産業保健ハンドブックⅣ じん肺 ～臨床・予防管理・保障のすべて～	産業医学振興財団
産業心理学・社会学	7-154	労働の生産性 桐原茂見の労働科学	労働科学研究所出版部
産業心理学・社会学	7-104	メンタルヘルスケア実践ガイド ～手法を理解して、事例で体験する～	産業医学振興財団

新着ビデオ紹介

類No	資料番号	タイトル	時間
1	11-21	アスベスト 健康被害と救済	33分
	15-6	熱中症をあなたどるな ～熱中症の危険と対策～	15分
5	51-6	管理者のためのカウンセリング・マインド 1 カウンセリングに必要なマインドとスキル	25分
	51-7	管理者のためのカウンセリング・マインド 2 カウンセリングの進め方	26分
6	60-0-19	ヒューマンファクターとは何か？ ～無意識の落とし穴、ウツカリ ポンヤリ 勘違い～	15分
	61-0-14	職長のためのリスクアセスメント 危険ゼロを目指して	17分
	64-5-9	労働災害に潜むヒューマンエラー！ ～油断大敵・あなたがドスン～	15分
	64-5-10	墜落の波紋 ～油断が招いた大きな災難～ 【新版】	18分

就任あいさつ

本年4月1日付けをもって大分労働局雇用均等室長に着任しました大坪と申します。大分県での生活と雇用均等行政という仕事は初めての経験となりますが、業務の実施に当たっては、管内情勢に即した効果的な取り組みの推進に努めてまいりたいと考えております。

社会情勢は急速に変化しており、今後も少子高齢化が一層進行すると見込まれております。日本の人口が次第に減少し、2055年には9千万人を割るという将来推計もあり、国民生活を取り巻く様々な面において影響が懸念されております。

そんな中、昨年12月には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等が定められ、その実現に向け国民はもとより国や地方公共団体も積極的に取り組んでいくという方針が示されました。

行政の取り組みは様々ですが、雇用均等行政においても仕事と家庭の両立支援という観点から育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業等の普及・定着の促進や、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の推進などを図っていくことが必要です。

また、従来実施している男女雇用機会均等法に基づくポジティブ・アクション、セクシュアルハラスメント防止対策、母性健康管理対策の推進のほか、本年4月に施行されたばかりの改正パートタイム労働法の周知徹底など、当室の果たす役割は重要であり、関係機関等の皆様との連携も不可欠になっております。

微力ながら、より良い社会作りのためにも、少しでも皆様のお役に立てるよう努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくご厚意申し上げます。



大分労働局雇用均等室長
大坪 史東

助成金の支給

1. 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金

助成対象事業場として登録を受けた従業員数が50人未満の事業場が共同して選任した産業医から職場巡回による労働衛生指導などの産業保健サービスの提供を受けた場合に、その費用の一部が助成されます。

- 助成金の額 1回に21,500円 上限1事業場当たり年間4回まで
- 助成期間 3年

2. 自発的健康診断受診支援助成金

深夜業に従事する労働者の皆さん（*1）が健康診断（*2）や人間ドックを受けたとき、費用の一部が助成されます。

*1 健康診断等を受診した日の以前6ヶ月に1ヶ月あたり4回以上（計24回以上）深夜業に従事された方。深夜業は午後10時～翌日午前5時までの間の勤務を言います。勤務時間帯の一部がこの時間帯に含まれていれば、ご利用できます。

*2 会社が法に基づいて実施する健康診断は除きます。

- 助成金額 健康診断に要した費用の3/4 上限7,500円

平成20年度 産業保健相談員〔基幹相談員〕名簿

担当分野	専門分野	氏名	所属等	相談日及び時間
産業医学	循環器保健指導	油布 文枝	大分大学保健管理センター 専任医師	火曜日 13:00~17:00
	循環器疾患	木下 昭生	明野中央病院 院長	第2・4水曜日 13:00~17:00
	血液免疫アレルギー	細川 隆文	細川内科クリニック 院長	第1・3・5木曜日 13:00~17:00
	呼吸器保健指導	明石 光伸	大分県厚生連鶴見病院 院長	第2・4木曜日 13:00~17:00
	循環器職業性疾病	青野 裕士	大分大学医学部 公衆衛生・疫学講座 准教授	第1・3・5金曜日 13:00~17:00
産業医学・メンタルヘルス	循環器保健指導	谷口 邦子	大分県地域成人病検診センター 副所長	第2・4金曜日 13:00~17:00
メンタルヘルス	メンタルヘルス	後藤 一美	神経科・精神科 後藤医院 院長	第2・4月曜日 13:00~17:00
		上野 徳美	大分大学医学部医学科 社会心理学講座 教授	第1・3水曜日 13:00~17:00
カウンセリング	カウンセリング	渡嘉敷新典	シニア産業カウンセラー	火曜日 13:00~17:00
労働衛生工学	労働衛生工学	田吹光司郎	大分労働衛生管理センター 環境測定部 部長	第1・3・5木曜日 13:00~17:00
		田口 信康	大分労働衛生管理センター 環境測定部 副部長	第2・4木曜日 13:00~17:00
		田吹 好美	翔労働衛生コンサルタント事務所 所長	第1水曜日 13:00~17:00
		吉良 一樹	きら労働衛生コンサルタント事務所 代表	第1・3・5金曜日 13:00~17:00
労働衛生関係法令	労働衛生関係法令	田西 東人	労建設荷役車両安全技術協会 大分県支部 事務局長	第2・4金曜日 13:00~17:00
保健指導	保健指導	田吹 好美	翔労働衛生コンサルタント事務所 所長	第3水曜日 13:00~17:00

センターの主な業務

- 1 窓口相談・実地相談
- 2 情報の提供
- 3 研修・セミナーの開催
- 4 調査研究
- 5 助成金の支給

ご利用いただける日時

●当センターの休日を除く
毎日9:00~17:00

●休日
毎週土・日曜日・祝祭日
年末年始

●交通機関
JR大分駅下車 徒歩10分
大分交通荷揚町バス停下車 徒歩1分
大分バス竹町バス停下車 徒歩3分
駐車場はありません。



独立行政法人 労働者健康福祉機構

大分産業保健推進センター

〒870-0046 大分市荷揚町3番1号 第百・みらい信金ビル7F
TEL 097-573-8070 FAX 097-573-8074

ホームページ <http://www.oita-sanpo.jp>
Eメール info@oita-sanpo.jp

〔産業保健おおいた〕
平成20年7月

発行者 独立行政法人
労働者健康福祉機構
大分産業保健推進センター
所長 三角 順一